

一般社団法人日本臨床神経生理学会 技術講習会の実施要綱に関する細則

(総則)

- 第1条 本細則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）の技術講習会（以下「講習会」という）について定める。
2. 本学会が主催する講習会に係る要綱については、教育委員会の活動内容に基づき定める。
 3. 講習会は、主に技術的側面から臨床神経生理学領域における初学者の基礎力向上及び本学会の専門・認定医、専門・認定技術師の認定、またそれらの更新に資する単位取得を目的として研修を行うものとする。

(内容・企画)

- 第2条 講習会の内容・企画は、一般社団法人日本臨床神経生理学会技術講習会の実施指針に関する規則第4条3項に基づき、講習会の会長が、素案を基に所定の研修実施計画書を作成する。
2. 研修内容は、本学会の定める「臨床神経専門医・専門技術師研修カリキュラム（2020年1月13日承認）」の中項目程度までの項目番号（「A-1」など）を注釈に付記する。

(申請・承認)

- 第3条 講習会の会長は講習会の開催を申請する場合、年度毎に研修事業申請書を次の各号に定めた書類と共に教育委員会に提出する。
- 1) 責任者（講習会の会長）および講習会の指導者（講師）の名簿（所属施設・職名、所有資格（専門・認定医及び専門・認定技術師など）を含む）。
 - 2) 講習会の日程および時間表、研修内容（本細則第2条に準ずる）
 - 3) 講習会実施に係る予算案
2. 教育委員会は、前項の研修事業申請書につき、内容の確認、審査を行う。
 3. 理事長は、教育委員会が確認、審査した研修事業申請書に対して、理事会の決議を経て講習会の実施を承認する。

(実施報告)

- 第4条 講習会の会長は、研修の終了後、速やかに次の各号に定める資料と共に、事業実施報告書を教育委員会に提出する。
- 1) 講習会内容に関するアンケートの集計結果
 - 2) 受講者名簿（所属施設、職名、所有資格（専門・認定医及び専門・認定技術師などを含む））
2. 講習会の会長は、研修の終了後、事業実施報告書に講習会に係る費用報告を加え、理事長に提出する。

(助成金)

第 5 条 一般社団法人日本臨床神経生理学会技術講習会の実施指針に関する規則第 6 条 2 項により承認された助成金額は、別途定めるところによる。

(受講認定)

第 6 条 講習会受講修了に該当する者には、講習会の会長が研修修了証を各受験者に発行する。

(改訂)

第 7 条 本細則の改訂は、教育委員会の審議を経た上で、理事会の承認を要する。

(細則外事項)

第 8 条 本細則に定めがなく、講習会の運営上必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附則

本細則は、2025 年 11 月 12 日より施行する。